

第3章 保健・医療・福祉の連携確保

第1節 母子・高齢者・障害者分野における施策の推進

1 母子保健医療福祉対策

(ア) 施策の現状・課題

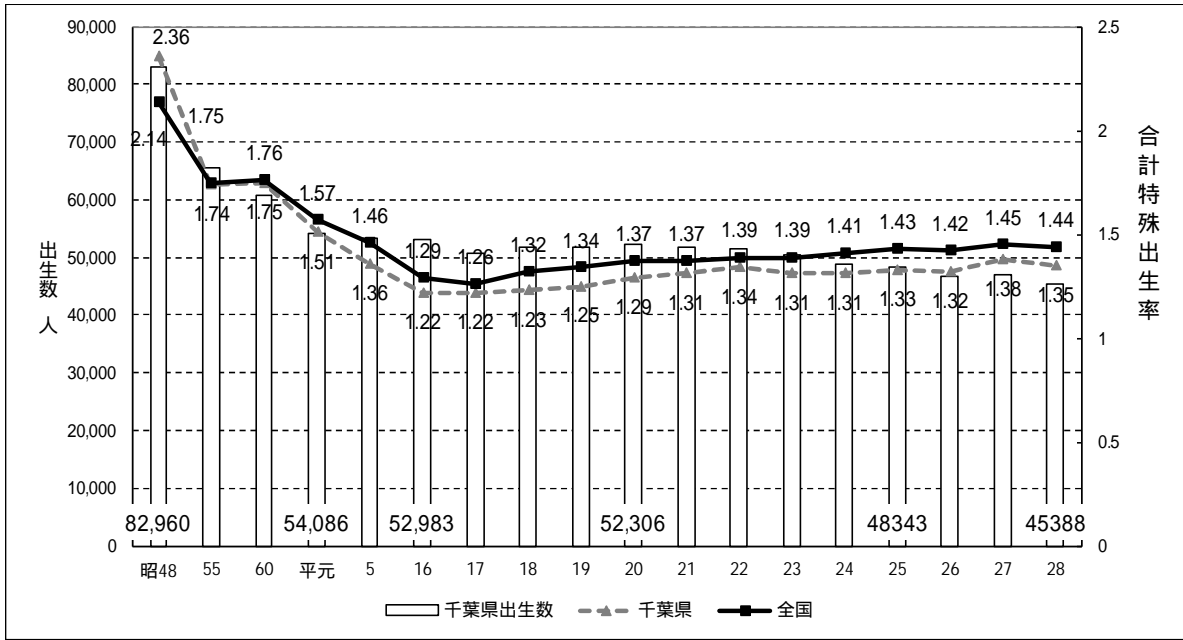
母子保健は、生涯の健康の基礎を築き、次の世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つために、思春期から、妊娠・出産・子育て期の各期において、最もふさわしいサービスが提供できるよう体系化が図られているところです。

国は、平成27年度「健やか親子21（第2次）」において、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とし、現在の母子保健を取り巻く状況を踏まえて、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」等の基盤課題と、「妊娠期からの児童虐待防止対策」等の重点課題に対する取組を掲げ、関係者、関係機関・団体が一体となり推進しています。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊婦や保護者の不安や負担感が大きくなっていることから、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター*」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という）が母子保健法に位置づけられるなど、妊産婦を支える総合的な支援体制の構築が求められています。

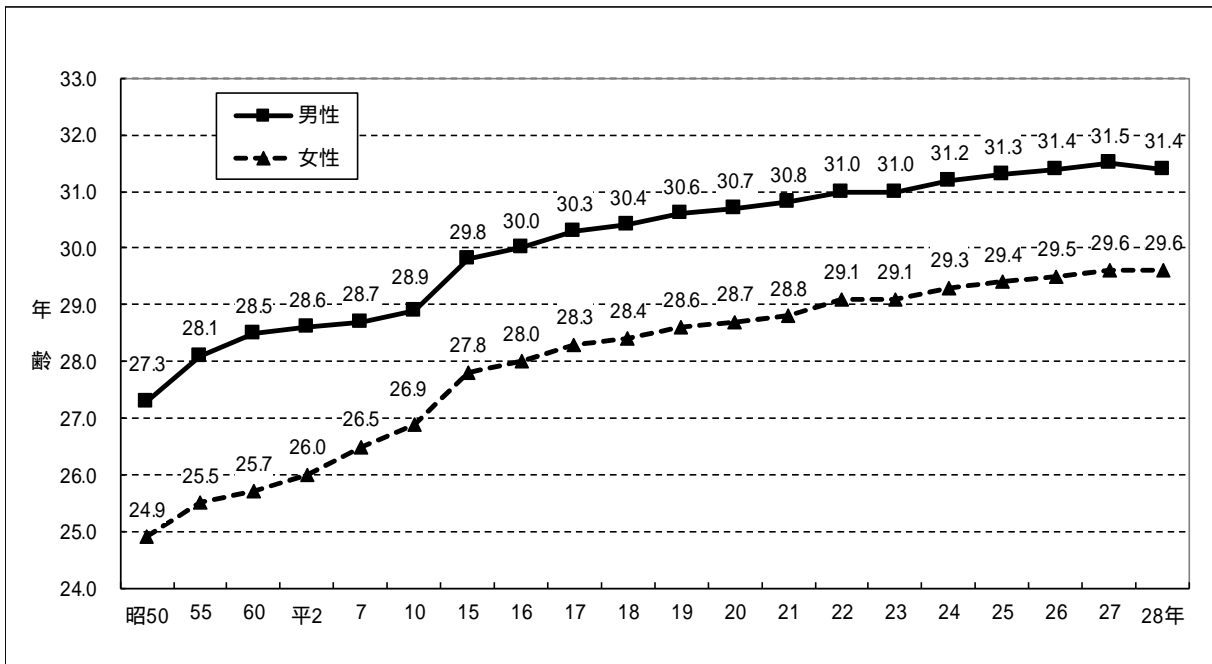
本県における平成28年の出生率は7.4（全国7.8）、合計特殊出生率*は1.35（同1.44）であり、少子化の傾向が続いています。同年の死産率は、21.6（同21.0）、周産期死亡率*は4.1（同3.6）、乳児死亡率*は2.1（同2.0）となっています。また、低出生体重児*の出生数は4,194人で、全出生数のうち9.2%を占めています。そのため、妊娠中の健康管理の充実や、安心して安全な妊娠出産ができる周産期医療*体制の整備が求められています。

図表 2-3-1-1-1 出生数と合計特殊出生率の推移



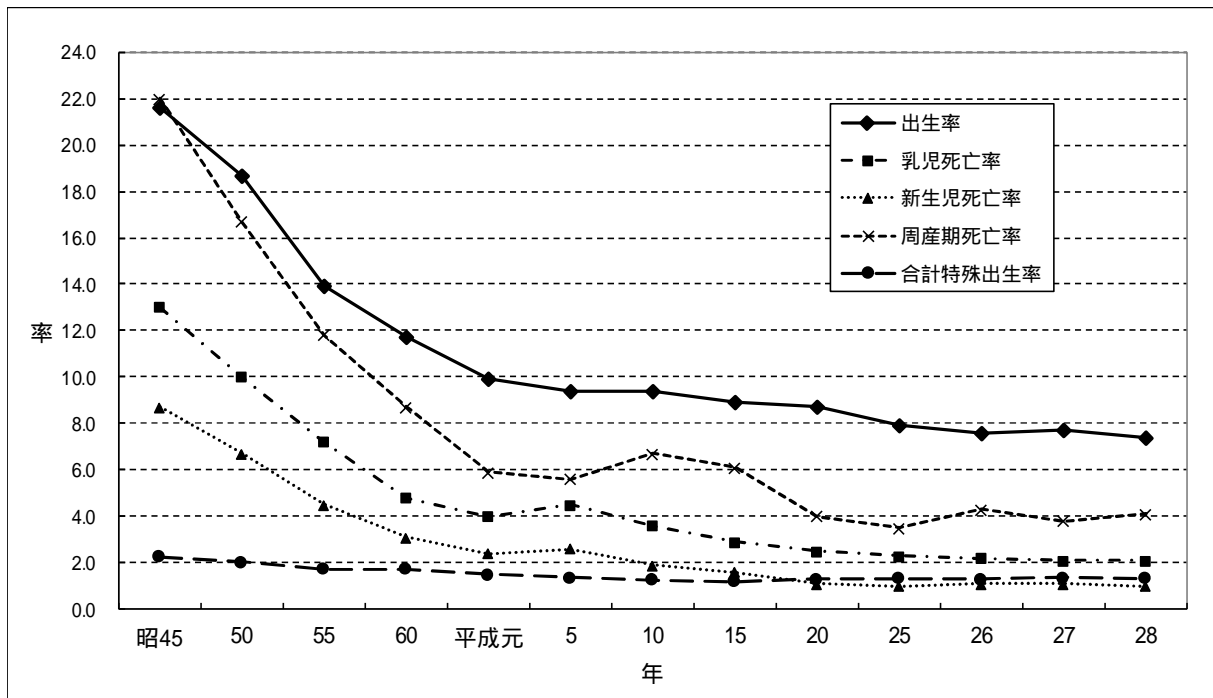
資料：人口動態統計（厚生労働省）

図表 2-3-1-1-2 平均初婚年齢の推移（千葉県）



資料：人口動態統計（厚生労働省）

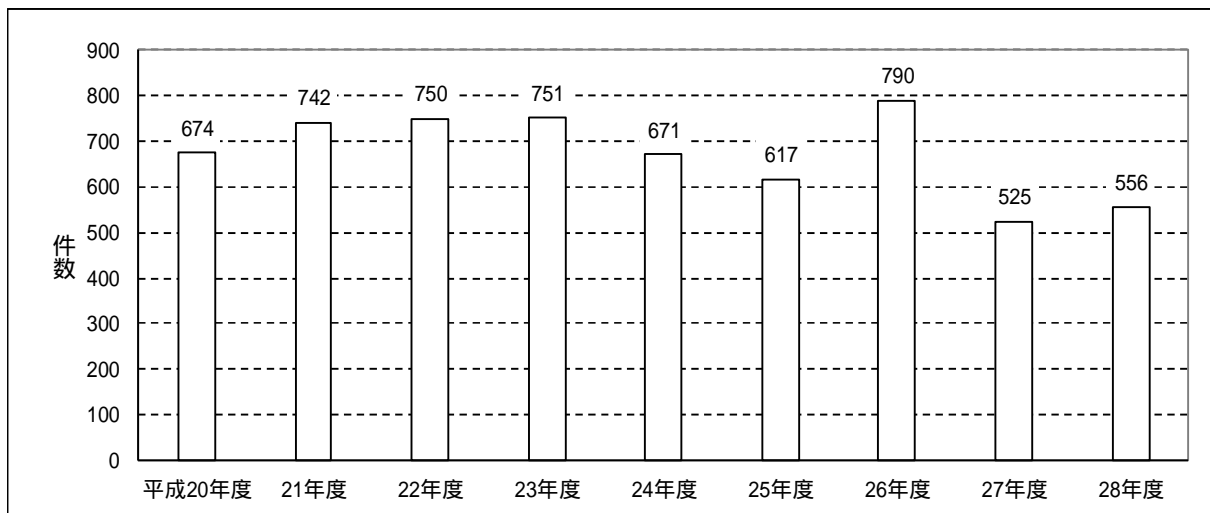
図表 2-3-1-1-3 母子保健指標の推移



資料：人口動態統計（厚生労働省）

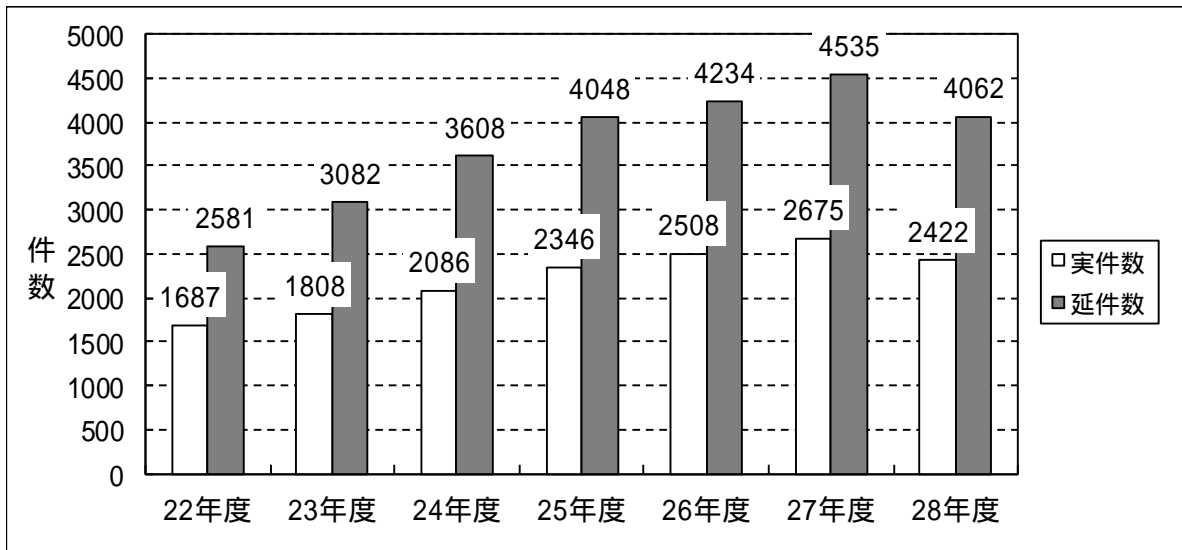
思春期にあたる10代の妊娠中絶は、平成20年度の674件からほぼ横ばいの傾向があり、自殺数も横ばいになっています。また、性感染症患者の低年齢化や過激なダイエット等による健康障害等もみられることから、思春期世代の健全な育成のためには、思春期保健対策の強化が必要です。また、近年、結婚年齢が上昇し、女性の妊娠・出産年齢が上昇する傾向にある中で、不妊に悩む夫婦の増加や不妊治療費の負担が大きいことから、相談体制の整備や特定不妊治療費の助成が重要となっています。

図表 2-3-1-1-4 20歳未満における人工妊娠中絶実施数の推移（千葉県）



資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

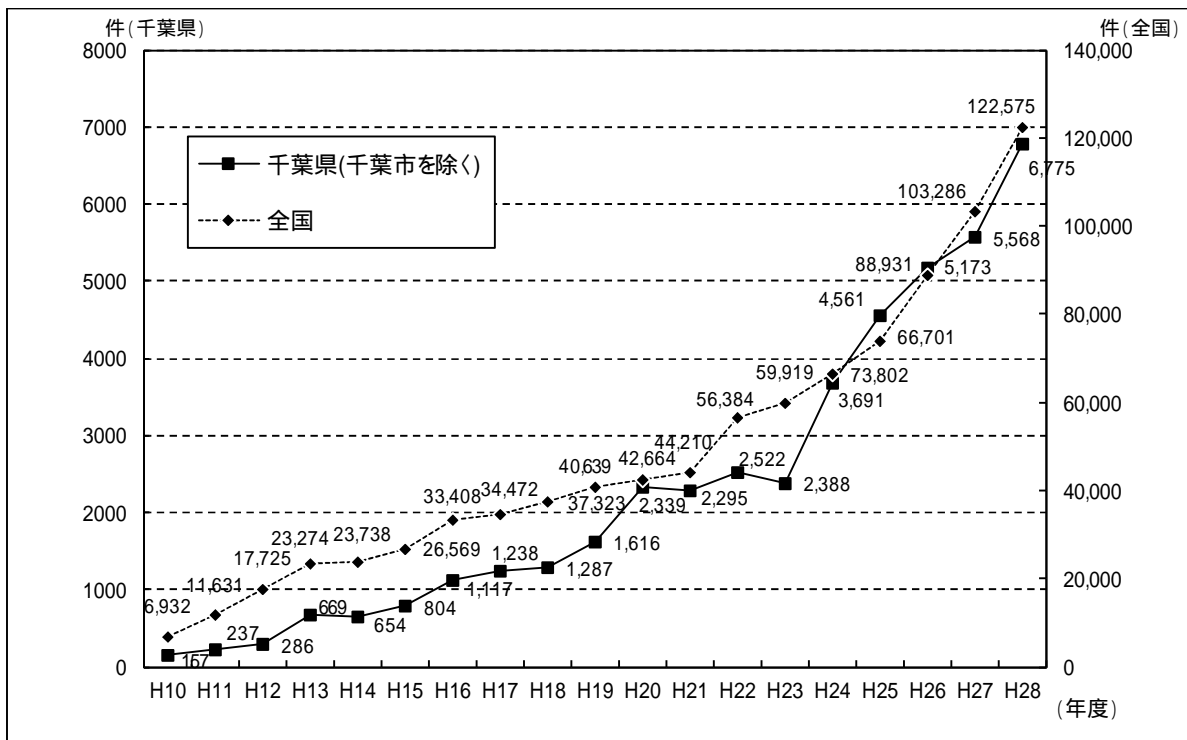
図表 2-3-1-1-5 特定不妊治療費助成件数の推移（千葉県）



資料：千葉県児童家庭課調べ

核家族化や地域社会の人間関係の希薄化等により、育児に関して身近に相談相手がないこと等を背景に、近年、児童虐待が深刻な社会問題になっています。児童虐待の件数は平成18年度は1,287件であったものが、平成28年度には6,775件と約5倍に増加しています。児童虐待の予防や適切な対応をとるためには、児童相談所、市町村、学校、医療機関、保健機関、児童福祉施設、警察等による幅広い連携体制を構築することが必要です。

図表 2-3-1-1-6 児童相談所における虐待相談の対応件数の推移



資料：福祉行政報告例（厚生労働省）

(イ) 施策の具体的展開

〔安心・快適な妊娠・出産・育児のための体制の充実〕

出産する全ての女性、その家族が安心して快適な妊娠、出産、育児に臨み、母子がともに健康に過ごせるよう、医療・保健・福祉分野・学校教育等との連携を図りながら、母子保健医療福祉体制の充実に努めます。

子育て世代包括支援センターの設置促進や、産後ケア^{*}の推進など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築に努めます。

〔周産期医療の充実〕

県では、中長期的な視点から平成22年度に「千葉県周産期医療^{*}体制整備計画」を策定していましたが、平成30年度からは千葉県保健医療計画に統合します。

低出生体重児の割合が変わらないことから、出生後に適切な医療を提供できるようNICU（新生児集中治療管理室）^{*}などの整備を推進します。

周産期医療に係る医師や看護師・助産師の確保や育成に努めます。また、助産師の新たな活用を図る助産師外来^{*}や院内助産所^{*}などの設置に努めます。

〔専門的相談体制の整備〕

不妊に悩む夫婦等に対し、不妊治療に関する情報提供や専門的な相談に応じられる不妊相談センターの充実に努めます。

また、保険が適用にならず高額な治療費が必要とされる体外受精及び顕微授精について、治療費の助成を行います。

思春期の男女及び保護者等に対して、不登校や心身症等思春期に関する様々な相談に応じます。また、思春期の性や薬物乱用、喫煙、性感染症や人工妊娠中絶の身体への危険等について、学校保健との連携を図りながら、適切な情報を提供します。

〔地域母子保健体制の充実〕

妊娠届の早期の届出や、妊婦の健康管理の充実に努めるため、必要な時期や回数に添って妊婦健康診査を受けるよう勧奨します。

妊娠中から乳幼児期において疾病や障害等を早期に発見できるよう、健康教育や健康診査を行い、その結果に基づく保健指導を実施します。

地域ぐるみで健やかに子どもを育てるための支援が進められるよう、市町村で活動する母子保健推進員の育成や、乳幼児の育成指導等の充実に努めます。

乳幼児の死亡原因の上位を占めている乳幼児突然死症候群（SIDS）^{*}や溺水などの不慮の事故を防止するため、事故防止の方法や応急処置等について普及・啓発を行っていきます。

〔児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためのネットワークの整備〕

児童虐待は発生を防止することが重要であるため、市町村における母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による面接や、乳児家庭全戸訪問事業^{*}により、予期し

ない妊娠や育児不安、経済的な問題等を持つ家庭の早期発見に努め、養育支援訪問事業により継続した相談対応を実施します。

児童虐待の早期発見とその対応に不可欠なネットワークを実効力のあるものとするため、児童相談所、女性サポートセンター、学校、保健センター、福祉事務所、警察等と連携を深めます。また、市町村に対して、「要保護児童対策地域協議会*」の機能強化を促進し、情報の共有等を行いながら、発見・通告・具体的な支援ができるよう推進します。

市町村が実施する乳幼児健診や学校の集団検診等において、医師・歯科医師と関係機関が連携して虐待の早期発見に努めます。また、乳幼児健診の未受診者への対応については、保健師のみならず地域の人的資源を活用して訪問を進め、受診もれ、対応もれがないように関係機関の連携を図ります。

〔虐待を受けた子どもや虐待をした親への支援〕

虐待を予防する観点から、子どもとの関係に悩み苦しむ親がいつでも相談でき、悩みを共感的に傾聴してもらえる常設の相談体制を確立します。また、児童虐待等により、心理的な治療を要する子どもへの専門的なケア体制の充実を図るとともに、家族関係支援のためのカウンセリングや指導プログラムを用意し、個別の支援を充実します。

(ウ) 施策の評価指標

指 標 名	現状	目標
1歳6か月児健診未受診者の状況把握	70.2% (平成28年度)	100% (平成32年度)
3歳児健診未受診者の状況把握	83.2% (平成28年度)	100% (平成32年度)
要保護児童対策地域協議会設置市町村数	53市町村 (平成29年4月)	全市町村 (平成35年度)

2 高齢者保健医療福祉対策

(ア) 施策の現状・課題

国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月推計）によると、本県では都市部を中心に高齢者が増加し、平成27年時点での高齢化率は全国平均より低いもののその差は年々縮まっており、平成27年から平成37年にかけての65歳以上人口の増加率は全国第5位、75歳以上人口の増加率は全国第1位となるなど、今後も高齢化が急速に進展することが見込まれています。

多くの方が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や自宅で生活し続けることを望んでいます。このため、身近な地域において、多様な高齢者のニーズや地域の特性に応じて、医療・介護等の様々なサービスを切れ目なく提供していく必要があります。

また、一人ひとりが個性を發揮しながら質の高い生活を送るためには、健康づくりを通じた生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防の取組が重要です。本県では、高齢化が進み、要介護（要支援）者の急増が見込まれることから、介護予防、自立支援及び重度化防止の重要性が特に増しています。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、虐待対応の第一義的機関として市町村を位置付けています。高齢者虐待に適切な対応をとるために、市町村及び地域包括支援センター*職員の対応力の向上や市町村における関係機関とのネットワーク体制の整備・円滑な運用が必要です。また、高齢者虐待の防止や早期発見のためには、住民の意識啓発や地域における高齢者の見守り（支援）体制の構築が重要となります。

(イ) 施策の具体的展開

〔介護予防事業の充実強化〕

市町村が行う介護予防、自立支援及び重度化防止の取組を支援するため、先進的な取組を集積し、情報提供や研修会を行います。

また、介護予防市町村支援検討会議により予防事業の評価・推進を図ります。

地域で暮らす高齢者の自立した生活への支援を促進するため、地域包括支援センター職員に対し、総合相談支援・権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を行います。

高齢者の介護に関する知識及び技術の普及のための研修や情報提供等を行っていきます。

〔高齢者虐待防止対策の充実強化〕

市町村や地域包括支援センター職員及び介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るため研修会を開催します。また、

高齢者虐待防止ネットワークの未設置市町村に対して、早期設置を働きかけます。

困難事例に対し市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉士や弁護士等の専門職団体と連携し、専門性を活かした助言等を行います。

「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」において、配偶者からの暴力の防止、児童・高齢者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を行うため、問題に対する関係機関・団体の認識の共有化と相互の連携強化を図っていきます。

〔地域における生活を支えるための包括的な支援体制の充実強化〕

市町村が定める日常生活圏域において、高齢者が要介護等の状態になっても必要に応じ、在宅医療、訪問介護・看護、介護サービスや、見守り・配食等の様々な生活支援サービスの提供等により、住み慣れた居宅、地域で暮らし続けることを目指す「地域包括ケアシステム^{*}」の構築を促進します。

地域の実情に応じた地域包括支援センターの設置を促進します。併せて、職員が専門性を生かしながら、住民の多様なニーズや相談に総合的に対応できるよう機能強化を図ります。

地域のネットワーク構築や介護予防の取組などの成果につながるよう、地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議の運営を支援します。

制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などを包括的に相談支援する「中核地域生活支援センター^{*}」を運営するとともに、住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるように市町村等に対する助言等のバックアップを実施します。

市町村における地域包括ケアシステム構築をサポートするため、市町村職員への研修や医療と介護の連携を深める場の提供など、市町村の課題に対応した支援を行います。

医療と介護サービスをスムーズに提供するため、介護支援専門員^{*}や医療機関等の関係者が介護サービスの利用者の身体・生活状況やかかりつけ医^{*}などの情報を共有するための「千葉県地域生活連携シート^{*}」の普及・活用の促進等により、医療と介護の一層の連携強化を図ります。

(ウ) 施策の評価指標

指 標 名	現状（平成28年度）	目標
高齢者の介護に関する知識、技術及び介護予防に関する講習受講者数	37,268人	37,500人 (平成35年度)
地域包括支援センター職員等に係る研修の実施（新任者研修、現任者研修）	347人/年	360人/年 (平成32年度)

3 障害者保健医療福祉対策

(ア) 施策の現状・課題

障害は、人の一生を通じて様々な時期に発生します。家族や本人が障害の状況を正しく認識し、適切な医療サポートを受けることが重要となります。出生期から幼少期に障害が発見される場合は、早期から医療にかかることとなりますし、障害によっては合併症があったり、疾病に罹患しやすい場合もあります。このように障害のある人の医療及び関連機関間の連携は、障害のある人にとって生命や生活の質に大きく関与するものです。

障害があっても、その人らしく地域で安心して暮らしていける社会づくりを進めるため、障害のある人やその生活を視点の中心に置いた、健康づくり・医療・福祉施策の総合的な連携体制と生活基盤の一層の充実に取り組んでいく必要があります。

障害のある人の専門的な相談支援を行う機関として、障害者相談センター、精神保健福祉センター*、健康福祉センター（保健所）、発達障害*者支援センター等を、また制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などの相談支援等を行う中核地域生活支援センター*等を地域に設置し、各種の相談・支援を行っているところです。

障害のある人の医療的ケアについては、福祉職であるスタッフが医療的相談に応えることに困難が生じており、日常的に身近な地域で医療的ケアを支える体制づくりも含め、これらへの対応が必要です。

地域における障害のある人の医療的ケアの担い手として訪問看護の役割は重要であり、より身近な地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児*等に対応できる訪問看護ステーション*の増加や訪問看護師のスキルアップが必要です。また、医療的ケア児が、その心身の状況に応じた保健、医療、福祉、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係機関が連携を図ることが必要です。

医療的ケアを必要とする障害のある人のショートステイ*（短期入所）や障害児通所支援事業所等については、実質的にその事業主体が医療行為を行うことができる一部の施設等に限定されています。

また、在宅の重症心身障害のある子ども等の家族には、24時間の介護を行うことが必要となり、仕事から日常生活に至るまで厳しい負担が生じている状況があります。こうした障害のある子ども等や家族を支援する様々なサービスの充実に努めることが必要です。

医療的ケアの必要な障害のある人の生活や、精神障害のある人が精神疾患の治療のための通院を行いながら生活を維持していくうえで、日常的な生活支援や経済的負担の軽減等が強く求められています。

障害のある人に対する医療の提供に関しては、障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療関係者の障害のある人への十分な理解や障害に対する知識等の普及を促進していく必要があります。

発達障害については、早期発見・早期支援が重要になりますが、県内に診断・治療できる専門病院が少ない状況です。

(イ) 施策の具体的展開

〔地域における相談・支援体制の充実強化〕

障害のある人の相談支援体制の充実を図るため、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を支援するとともに、相談支援従事者の安定的な確保と質の向上を図るため、各種研修を実施します。

障害のある人の最も身近な相談窓口となる市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会等に対して相談支援アドバイザーを派遣し、地域における相談支援体制の構築に向けた支援を行います。

発達障害のある人に対する相談支援に係る研修を実施し、地域における相談支援体制の整備を進めるとともに、千葉県発達障害者支援センター（CAS）と地域相談支援機関との役割分担を明確にすることにより連携体制を強化します。

千葉県精神保健福祉センターや健康福祉センターにおける精神障害のある人の専門的な相談の充実を図るとともに、地域における精神障害のある人に対する相談機能の充実を図ります。

中核地域生活支援センターでは、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人等に対して、分野横断的に幅広く受け止めて、市町村、福祉、医療等の各分野の関係機関とともに、相談支援を行います。

〔障害のある人の受診支援の取組推進〕

コミュニケーションを取ることが苦手な知的障害のある人、自閉症*のある人及び精神障害のある人個々の障害の程度、既往症、投薬、コミュニケーションの取り方等を記載した「受診サポート手帳」の普及を図り、障害を持つ一人ひとりの特性を理解し、円滑に受診できる体制づくりをサポートします。

聴覚障害や視覚障害のある人など医療機関等の受診に際し、コミュニケーション面で人的な支援が必要な障害については、手話派遣等のコミュニケーション支援を行なう市町村事業と連携協力しながら、必要な支援が確保されるよう努めます。

障害のある人が地域の医療機関において障害特性等への理解に基づき適切な医療が受けられるよう、健康診断等における対応が難しい事例や、その解決方法等について、医療機関向けの実践セミナー等を開催し、適切な対応方法の普及を図ります。

発達障害の診断や治療ができる専門病院や専門医師の確保に努めます。

〔訪問看護事業所、居宅介護（ホームヘルプ）事業所、医療機関、福祉施設・事業所等との連携の推進〕

地域の訪問看護事業所と居宅介護（ホームヘルプ）事業所*、医療機関、福祉施設・事業所等及び県・市町村等の相談窓口との連携を図り、医療的ケアが必要な障害のある人が安心して在宅で暮らしていくことができるよう支援の方策を検討します。

〔在宅の重症心身障害のある人への支援の推進〕

主たる対象を重症心身障害とする障害児通所支援事業所*が各市町村または圏域で1カ所以上確保されるよう、市町村に働きかけるとともに、看護師等の配置により、医療的配慮を必要とする重症心身障害のある人の短期入所支援事業を推進します。また、これらの量的・質的な事業の拡充が求められていることから、主たる対象を重症心身障害とする障害児通所支援事業や医療型短期入所サービス報酬の引き上げ等について、国に働きかけます。

〔在宅の医療的ケア等を要する障害のある子ども等への支援の推進〕

地域の障害児(者)施設・事業所の機能を活用し、在宅の障害のある子ども等に早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業*を推進するとともに、主たる対象が重症心身障害でない障害児通所支援事業所等に看護師を配置し、医療的ケアを行っている事業所に対する支援を行います。

〔医療法人の空きベッドを活用したショートステイ事業の推進〕

市町村や医師会等の関係機関を通じて制度の周知を図るとともに事業実施を働きかけ、地域の医療機関でのショートステイ事業を推進します。また、国所管の医療法人が運営する医療機関における同様の取り組みについても、国に働きかけます。

〔医療費負担の軽減〕

障害のある人については、所得状況等が厳しい状況が多い中、障害に伴う多額の医療費負担が課題となっていることから、身体障害者に対する更生医療*の給付、身体障害児に対する育成医療*の給付、未熟児に対する養育医療*の給付等を行い、患者の医療費負担の軽減及び治療の促進を図ります。また、重度心身障害者(児)の医療費自己負担分を公費負担する「重度心身障害者(児)医療給付改善事業*」について、事業主体である市町村との連携のもと制度の安定的運営の確保に努めます。

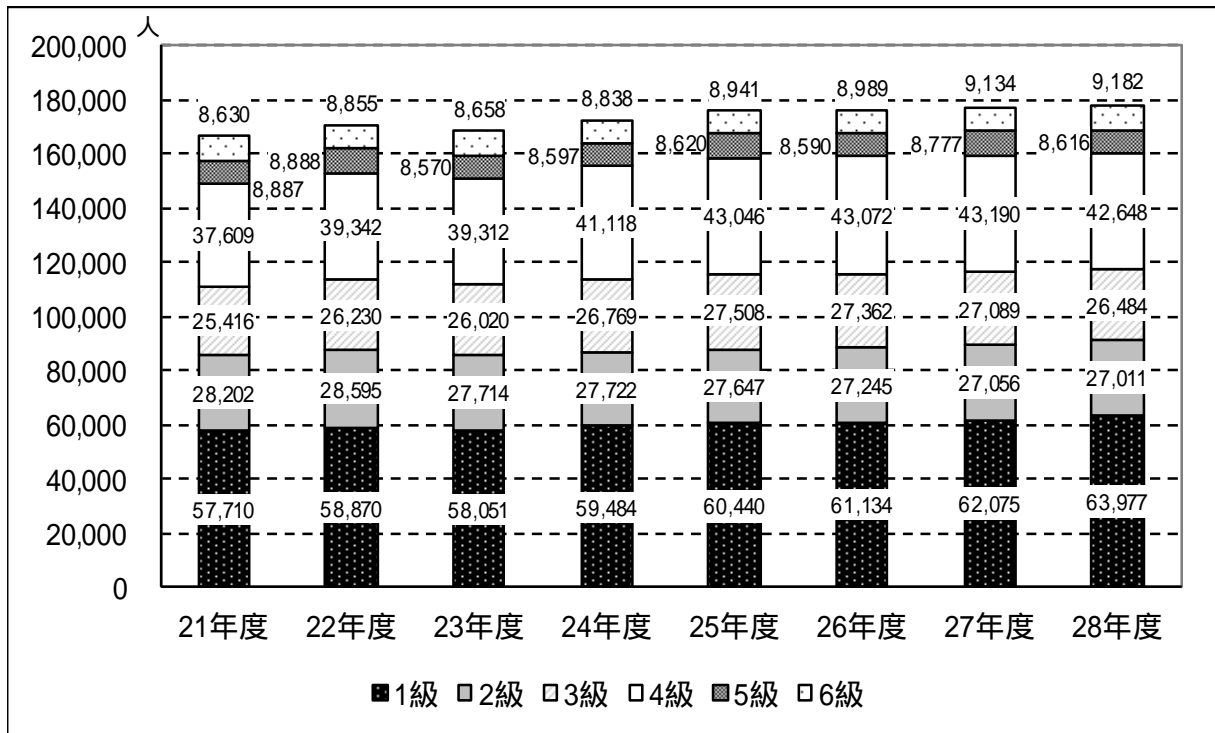
精神障害のある人については、自立支援医療制度による通院医療費の公費負担を引き続き実施し、患者の医療費負担の軽減及び治療の促進を図ります。

〔保健・医療・福祉における障害のある人への理解の促進と差別の解消・虐待の防止〕

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。

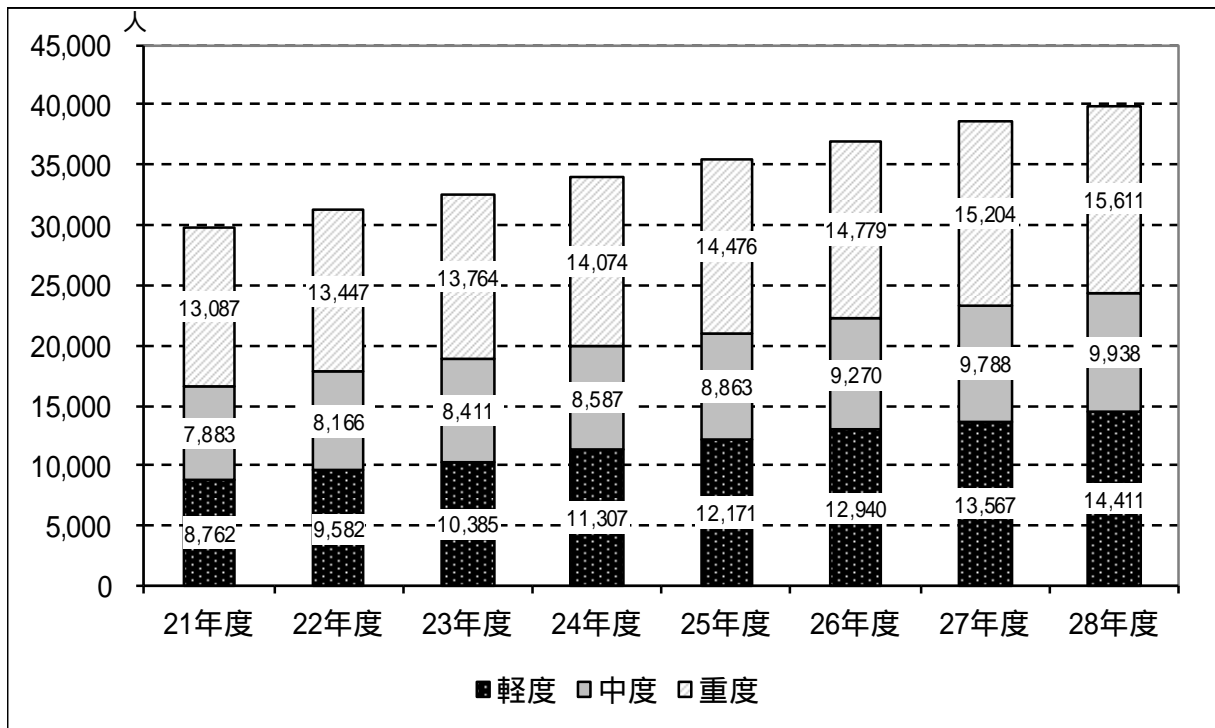
また、障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関・団体との連携強化、関係者への研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。

図表 2-3-1-3-1 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

図表 2-3-1-3-2 療育手帳*所持者数の推移



資料：千葉県障害者福祉推進課調べ

第2節 連携拠点の整備

1 健康福祉センター（保健所）

（ア）施策の現状・課題

昭和63年4月に千葉市が保健所設置市^{*}に移行した後、県立の保健所は18本所1支所体制となりましたが、平成9年度に生活者個人の視点に立った新たな地域保健体制の構築を目的として保健所の再編を行い、15本所1支所体制となりました。

その後、平成15年4月から船橋市、平成20年4月から柏市の中核市^{*}移行により、13本所1支所体制となりました。また、平成16年4月には保健所と支庁社会福祉課を統合したことから、健康福祉センター（保健所）を設置しました。

健康福祉センター（保健所）は、地域保健対策の広域・専門・技術的拠点であり、地域の健康課題に関する試験・検査、調査・研究、市町村の支援、保健・医療・福祉資源の連携・調整、専門的人材の確保・資質の向上など、その機能を強化する必要があります。また、地域医療構想の達成を推進するため、協議の場における調整能力が求められています。

大きな健康被害をもたらす感染症（中東呼吸器症候群^{*}、新型インフルエンザ^{*}等）、食中毒や自然災害への対応など、地域における健康危機管理^{*}の拠点としての健康福祉センター（保健所）の役割が増大しています。

生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を構築するため、健康福祉センター（保健所）が中心となった地域保健と職域保健の連携強化が重要です。

さらに、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人等の相談支援、権利擁護等を行う福祉サービスの拠点として、各健康福祉センター（保健所）管内に設置されている中核地域生活支援センター^{*}（13箇所）と連携して、市町村の圏域を超えた地域福祉を推進する必要があります。

（イ）施策の具体的展開

〔県型保健所と市型保健所の連携〕

- 定期的に県型保健所と市型保健所の所長による会議を開催し、情報共有を図ります。また、広域的な感染症・食中毒発生時に連携できるよう県主催の研修会等に市型保健所職員が参加できるようにします。

〔地域医療の連携〕

地域医療の課題を協議する場として地域保健医療連携・地域医療構想調整会議^{*}等を開催し、地域医療構想の達成を推進します。

〔広域・専門・技術的業務の推進〕

大きな健康被害をもたらす感染症(中東呼吸器症候群、新型インフルエンザ等)・結核・エイズ等の感染症対策、難病対策、精神保健福祉対策、成人・老人・母子保健対策等の各種施策の広域的、専門的、技術的な業務の機能強化を図ります。

〔専門的人材の確保と資質の向上〕

地域保健に携わる専門技術職員の計画的配置に努めるとともに、市町村も含めた地域保健担当職員の資質向上を図るため、体系的・総合的な研修を計画的に行います。

臨床研修医の「地域保健」の研修を充実させるとともに、医師・保健師・看護師等の学生に対する研修も充実させます。

〔健康危機管理の拠点整備〕

各健康福祉センター(保健所)に設置された「地域健康危機管理推進会議」を通して、地域の健康危機管理体制の整備並びに充実強化を図ります。また、健康危機事案発生時の現場等における調査・対応を迅速に行う体制を整備します。

〔生活習慣病対策の推進〕

生活習慣病を予防するには、特定健診^{*}・特定保健指導^{*}のほか、健康教育、健康相談等の健康増進事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要です。

そこで健康福祉センター(保健所)に設置された「地域・職域連携推進協議会^{*}」を通して、市町村を含めた地域保健と職域保健の連携により情報の共有や保健事業の共同実施を行います。

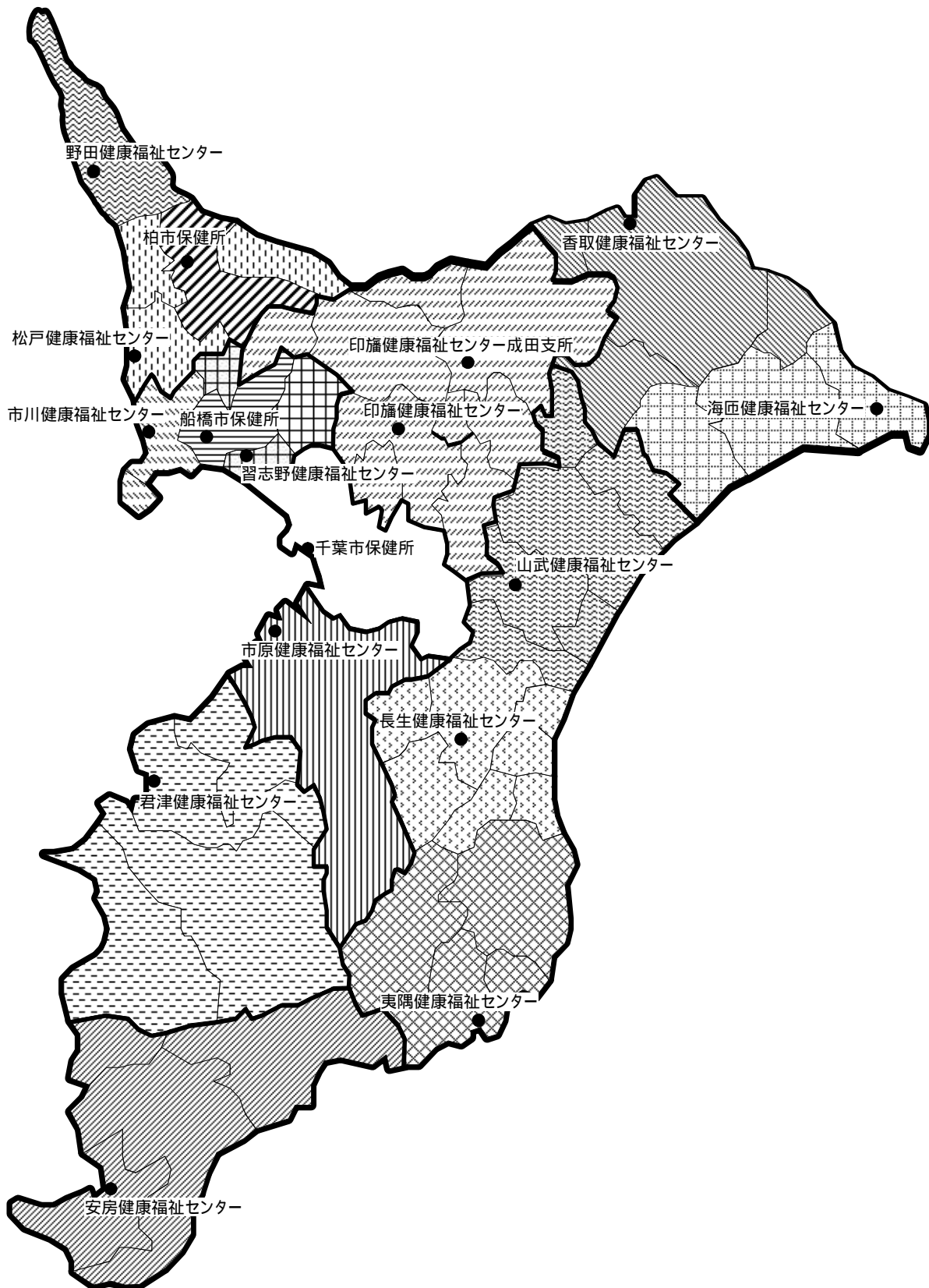
〔地域福祉の推進〕

市町村圏域を超えた広域の観点から、福祉・医療・保健の連携を強化し、市町村、中核地域生活支援センターと協働して地域福祉を推進します。

〔災害医療体制の整備〕

被災地域の救護活動を統一的に実施するための活動拠点として「合同救護本部」を設置します。なお、千葉市、東葛北部・南部各市、市原市にあっては市の救護本部で対応します。

図表 2-3-2-1-1 健康福祉センター（保健所）管轄図



2 市町村保健センター

(ア) 施策の現状・課題

市町村保健センターは、住民に身近な保健サービスを一体的に提供するための拠点として設置され、平成29年4月1日現在、類似する施設を含め54市町村、86か所に設置されています。

市町村保健センターでは、各種の健康診査や健康相談等の保健事業を、それぞれの市町村の住民ニーズに合わせて提供しており、県が設置する健康福祉センター（保健所）が提供する広域的、専門的な保健活動と連携し、県民の健康づくりを推進しています。

(イ) 施策の具体的展開

〔市町村保健センターへの助言〕

保健・福祉サービスに対する住民ニーズが多様化する中、それぞれの地域の実情に合わせ、健康課題に柔軟に対応できる拠点となるよう機能整備について助言していきます。

図表 2-3-2-2-1 市町村保健センター等の各保健医療圏における設置状況

保健医療圏	市町村数	設置市町村数	設置個所数
千葉	1	1	6
東葛南部	6	6	10
東葛北部	5	5	10
印旛	9	9	15
香取海匝	7	7	11
山武長生夷隅	17	17	20
安房	4	4	7
君津	4	4	6
市原	1	1	1
合計	54	54	86

平成29年4月1日現在

3 衛生研究所

(ア) 施策の現状・課題

衛生研究所は、健康福祉行政における科学的・技術的中核機関として、健康福祉センター(保健所)や医療機関等と連携を図り、公衆衛生に関する調査研究、試験検査、研修指導及び情報の収集・解析・提供等を行っている県内唯一の機関です。

このため、試験精度の維持・向上を図るとともに、県内の衛生試験場等の試験精度の向上のため研修・指導・助言などを行う必要があります。

また、健康づくり・疾病予防、治療、健康危機管理^{*}の各施策・取り組みを連動させる科学的・技術的な拠点としての役割も求められています。

このため、県民が必要とする感染症や生活習慣に係る情報を集積・解析し、利用しやすい情報として県民や市町村、関係団体等に提供する必要があります。

さらに、健康危機発生時には、県民の生命の安全確保を図るため、健康危機管理の中核機関として、県担当課、健康福祉センター(保健所)、市町村等に対して、原因究明や拡大防止など技術的・専門的な支援を行う必要があります。

このため、地域の保健関係者等に対して、健康危機管理体制の充実・強化や健康課題を科学的な根拠に基づいて解決するための専門的な研修を行う必要があります。

(イ) 施策の具体的展開

〔健康危機対策機能の強化〕

健康危機発生時には、被害拡大防止を図るため、国や関係検査機関との連携のもと衛生研究所と県内健康福祉センター(保健所)とのネットワークにおける技術的中核機関として、感染症情報センター機能を生かした情報発信、原因究明及び現地における調査や拡大防止対策支援を実施します。

平常時には、本県の保健医療行政における疫学等の調査、細菌、ウイルス等に係る感染症・食中毒検査、医薬品、食品及び飲用水等の試験検査並びに調査研究、保健所等への研修指導など、技術的・専門的な支援を行います。

〔試験精度の向上〕

県における保健衛生行政の科学的かつ技術的な中核センターとして求められる試験精度を維持向上するため、精度管理^{*}部門を中心に内部精度管理の実施や国等が行う外部精度管理に参加するとともに、技術の進歩に併せた検査機器の整備を計画的に進めます。

健康危機発生時や平時の試験検査の信頼性を確保するため、健康福祉センター(保健所)や市町村及び衛生検査所等に対し、研修指導や外部精度管理を実施します。

〔保健関係者等に対する研修の充実〕

市町村の地域保健に関わる施策を支援するため、携わる職員に対して、高度な専門的技術研修を実施するとともに、健康指標を読み解き、健康課題を発見し、事業を展開して評価する人材養成と資質向上を目指した研修を実施します。

〔県民等への健康情報発信〕

県民の健康等に関する各種指標の現状や推移をわかりやすく提示・発信することにより、市町村等が行なう健康づくりに向けた要因分析等の支援を行ないます。

併せて、衛生研究所を拠点として、県民に向けて健康づくりに有益な情報を研修やホームページなどで提供します。

(ウ) 施策の評価指標

指 標 名	現状（平成27年度）	目標（平成35年度）
地域保健関係者に対する研修会の参加者数	528人/年	720人/年
県民等に対する公開講座等の開催	1回/年	8回/年

4 保健医療大学

(ア) 施策の現状・課題

保健医療大学は、千葉県立衛生短期大学、千葉県医療技術大学校を再編整備し、看護学科、栄養学科、歯科衛生学科、リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）からなる四年制の県立大学として、平成21年4月に開学しました。

公立大学である保健医療大学は、行政や県内関係機関と連携・協働し、保健医療に関するシンクタンク*機能を発揮することや、一般県民への公開講座をはじめとする地域貢献など県民の保健医療福祉の充実に寄与することが求められています。

また、医療の高度化・専門化や社会の多様化により県民が持つ保健医療福祉のニーズも様々であることから、ニーズを総合的にとらえ、対応できる実践力や、関連職種と協働しリーダー的役割を担うなど、優秀な人材の育成とそのための機能充実が求められています。

(イ) 施策の具体的展開

〔県の健康づくり政策に対するシンクタンク機能の強化〕

「健康づくり」などの保健医療の政策課題に対して、保健医療大学の最先端の知識や技術を活用し、行政や県内関係機関と連携・協働して実践的研究を行い、その成果を地域に還元し、県の政策運営に貢献します。

〔地域への貢献〕

「地域への公開講座」、「地域への歯科診療提供」、「県内関係機関への教員派遣」などの地域への貢献・交流を進め、県の保健医療の発展に寄与します。

〔時代のニーズにあわせた人材育成及び機能充実についての検討〕

県内で保健医療技術者を目指す学生を、総合的な健康づくりの推進力となる人材や、実践力があり将来的に指導者となりうる人材として、時代のニーズにあわせて育成するとともに、本県の保健医療の向上に貢献していく大学として、大学院の設置など機能充実について検討していきます。